



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

シリーズ税制改正 | 上場株式等の配当、住民税申告不要制度の特例廃止へ

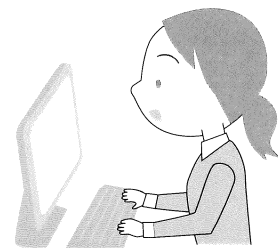
岸田内閣が打ち出した『資産所得倍増プラン』で、金融資産への投資について何かと話題の多い昨今ですが、今回は上場株式等の配当について税制改正のご紹介です。

上場株式等の配当は、受け取る際に前払い税金が源泉徴収されており、この配当等に関する税金の手続きについては選択肢が3つあります。

- ①源泉分離課税(確定申告せずに源泉徴収で完了)
- ②「総合課税」で確定申告する(事業所得や年金、給与所得などと合算して、税額を累進課税で計算する方法)
- ③「分離課税」で確定申告する(その他の所得と合算せず分離して税額を計算する方法)

令和4年分の確定申告までは、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能でしたが、令和5年分の確定申告からは、所得税と住民税で同一の課税方式を選択することが義務化されました。

※積立NISAや一般NISAは非課税投資枠を使った投資であるため確定申告は不要です。



配当等に関する課税方式の3つの選択肢

①源泉分離課税(申告不要)の税率と特徴

- ・税率20%(所得税15% 住民税5%)
- ・繰り越した上場株式等の譲渡(売却)による損失(赤字)と所得を相殺することができない

②総合課税の税率と特徴

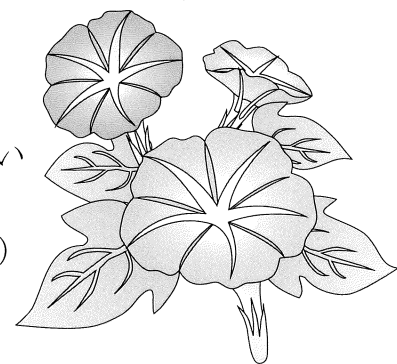
- ・所得税5%~45%、住民税10%(特定口座で源泉されている税金については控除される)
- ・所得金額によっては、源泉分離課税・申告分離課税より低い税率で済む
- ・配当控除を適用できる
- ・国民健康保険料の計算の際に配当分の所得も加算される(建設国保や協会けんぽなどの加入者は除く)

③申告分離課税の税率と特徴

- ・税率20%(所得税15% 住民税5%)
- ・上場株式等の譲渡(売却)による損失(赤字)を配当所得と相殺して申告することができる

※上記の所得税率はいずれも復興特別所得税は含みません。

※上場株式等の譲渡(売却)についての損失(赤字)は「分離課税」を選択することで3年間繰り越すことができます。ただし、当初申告で「分離課税」を選択して申告しなかった場合は、赤字を繰り越すことができません(期限後の修正はできません)。



課税方式の選択と国民健康保険料

これまでは、上場株式等の配当について源泉徴収された税金の還付等を目的に、税務署には総合課税や申告分離課税で確定申告をする一方、市役所には健康保険料のアップを嫌って源泉分離課税(住民税申告不要制度)を選択する、という方がいました。

ところが今回の税制改正により、税務署(所得税)の確定申告で総合課税や申告分離課税を選択した場合には、市役所(住民税)も同一の方式で申告したものとみなされるようになりました。

そのため、これまでと同じように確定申告を税務署にしまうと、国民健康保険料を含めた納税額が申告不要制度を利用した場合に比べて増えてしまうなどの可能性があります。ご注意ください(期限後の修正申告はできません)。

中小企業退職金共済制度

ご存知ですか?

中小企業退職金共済制度(中退共制度)とは、国が作った従業員の退職金制度になります。従業員の…となると、あまり関係ないと感じる方も多いと思いますが、専従者のみを雇用する事業者でも加入ができます。掛金は全額経費にできますので、所得税・住民税・個人事業税・国民健康保険の節税としてもおすすめの制度です。

掛金は月額5,000円～30,000円の範囲で選択でき、途中で掛金の変更も可能です。また、新規に従業員を加入させる事業者には、掛金月額の1/2(上限5,000円)を加入後4カ月目から1年間、国が助成してくれる制度もあります(ただし専従者は対象になりません)。

従業員や専従者の将来の積み立てにいかがでしょうか? 当会で加入の手続きもでき、パンフレット等も設置してありますので、興味のある方はお尋ねください。

※中小機構の小規模企業共済とは全く別の制度になります。また、小規模企業共済に加入している方は中退共制度には加入できませんのでご注意ください。



税務相談日

税理士による無料相談

7月3日(月)・20日(木)、8月7日(月)

10時～12時 / 13時～16時

法律相談日

弁護士による無料相談

7月20日(木) 15時～17時

※相談は30分程度

※詳細やご予約は事務局までお問い合わせください。

**8月から税務署窓口での納税は、
受付時間が9時～16時までとなります。**

今回の源泉所得税の納税までは従来通りですが、8月以降に税務署の窓口で納税する場合はご注意ください!



会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を**6月27日(火)**にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただけていない会員さまには、再度請求書をお送りいたします。大変申し訳ございませんが、当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際にご持参をお願いいたします。

今月の行事予定	行事予定日	行事内容
	7月3日(月)～7月5日(水)	源泉税納付事務相談会 ※予約不要・詳細は6月号をご覧ください
	7月10日(月)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
	7月18日(火)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第1期分)
	7月3日(月)・20日(木)・8月7日(月)	税務相談日 10時～12時、事前予約をTELにてお願いします
	7月20日(木)	法律相談日 15時～17時、事前予約をTELにてお願いします
	7月25日(火)	北部九州ブロック役員研修会(事務局は閉めます)
	7月31日(月)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第1期分)
	8月4日(金)	納涼暑気払い(ビアガーデン)

7月下旬より、講習会に講師を派遣するため、日によっては事務所を留守にする担当者もいます。ご来会はお電話にてご予約のうえお願いいたします。

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/
Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176
当会発信専用番号: 070-5416-5221

編集後記

今回の会報に案内を同封しておりますが、3年ぶりに納涼暑気払い(ビアガーデン)をオリエンタルホテルで開催いたします。久々の開催となりますので、お友達も誘い合わせのうえ大勢のご参加をお待ちしております。ビールを飲んで暑い夏を乗り切りましょう!

